

要支援1・2の認定を受けている皆様へ

## 介護予防サービスの仕組みが変わります。

～「ヘルパー派遣」と「デイサービス」が藤崎町の事業になります～

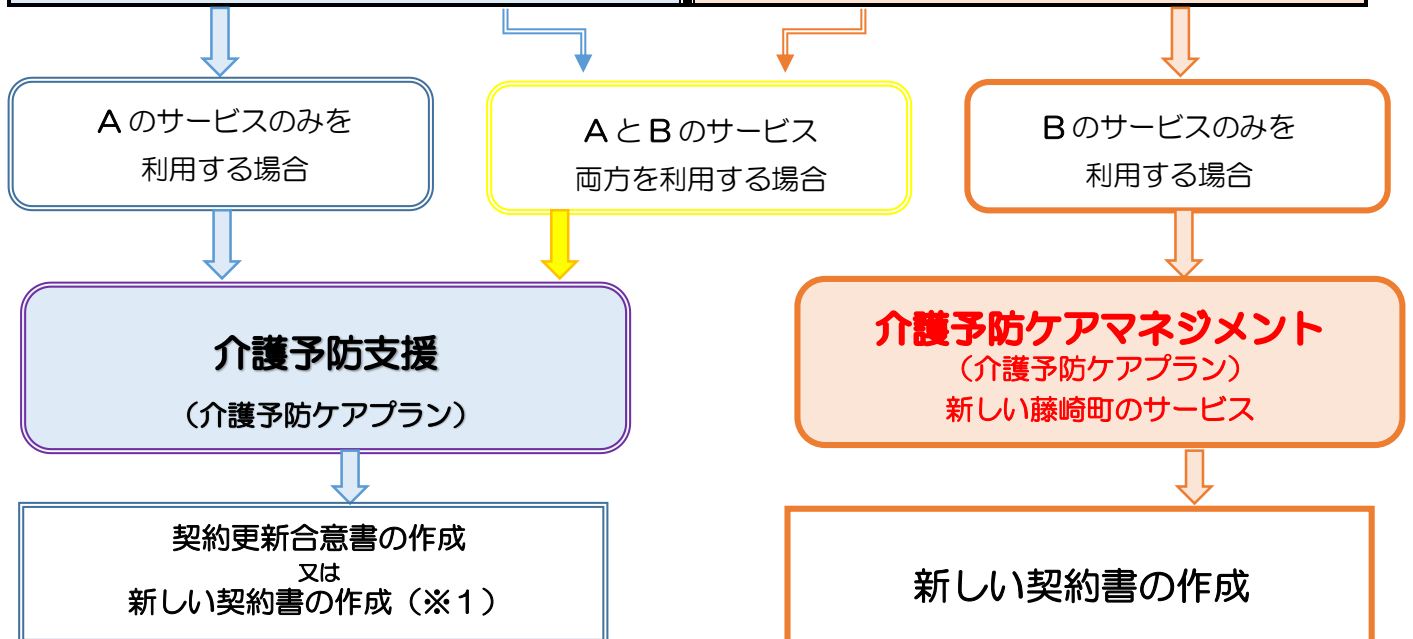
◎介護保険法が改正され、今まで全国一律、同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうち、ヘルパー派遣とデイサービスを藤崎町の事業として提供することになりました。

◎保険証の認定期間の開始日が29年1月1日以降になる方から新しい制度に変わります。

◎新しい制度に変わっても、引き続き、必要なサービスを利用することができます。

### ▼あなたの利用するサービスを確認しましょう▼

<input type="checkbox"/> 訪問介護	<input type="checkbox"/> 訪問サービス (旧訪問介護＝ヘルパー派遣)
<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション (デイケア)	<input type="checkbox"/> 通所サービス (旧通所介護＝デイサービス)
<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 一般介護予防事業等
<input type="checkbox"/> 福祉用具の貸与	
<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ等)	
<input type="checkbox"/> その他 ( ) ※予防給付	<input type="checkbox"/> その他 ( )
上記のサービスは <b>A 介護保険サービス (今までどおり)</b>	上記のサービスは <b>B 新しい藤崎町の総合事業サービス</b>

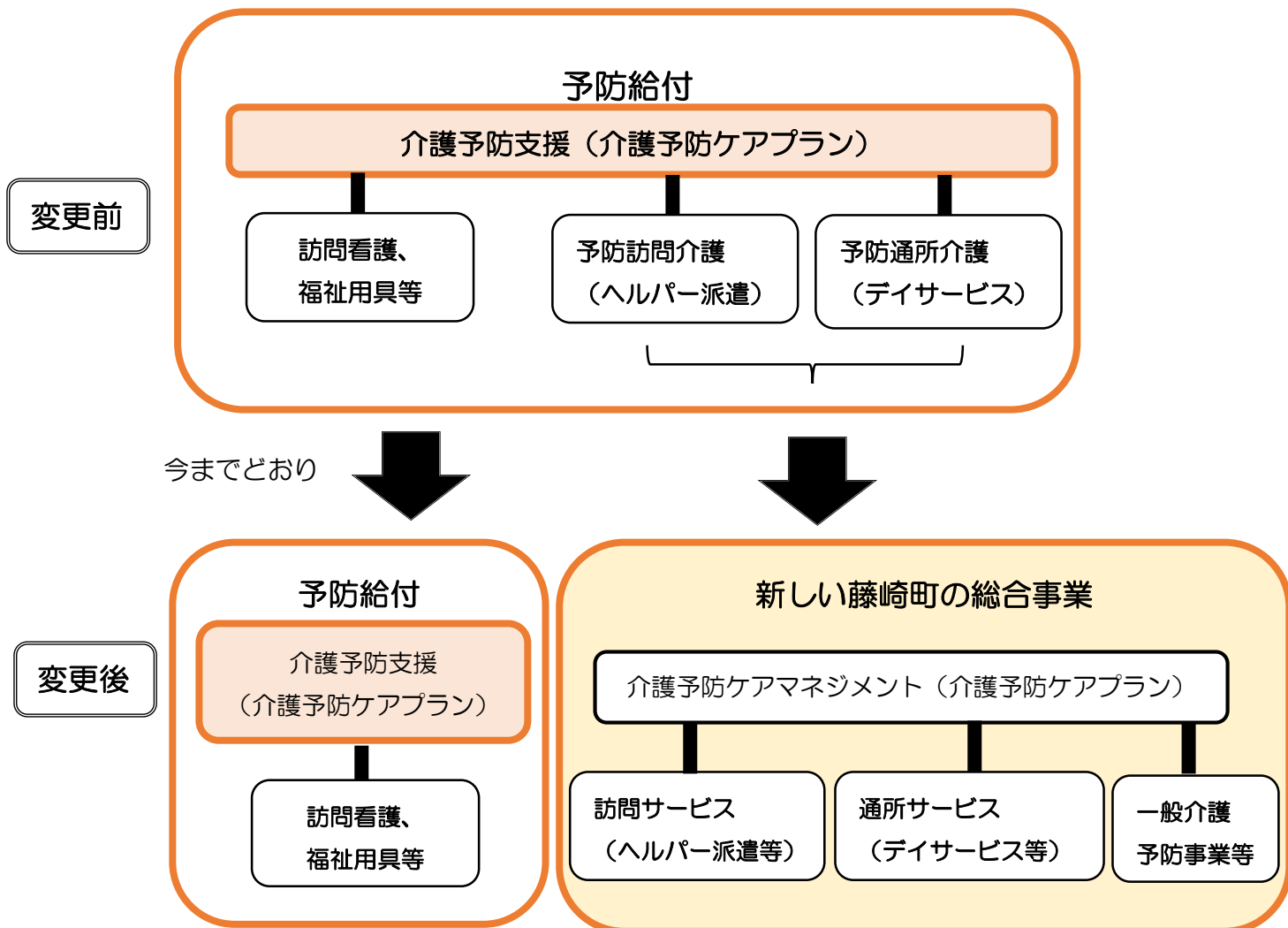


(※1) 新しい契約書は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通です。

今後のサービス内容変更に対応できるので、新しい契約書を切り替えることをお勧めします。

# 【参考】介護予防サービスの制度変更について

「要支援1」又は「要支援2」の方



◎「予防給付」のサービスを利用する方が、同時に「新しい藤崎町の総合事業」のサービスを利用する場合は、介護予防支援となります。 ⇒ [表面参照](#)